

第 4 7 号議案

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 2 9 年度における保険料率の算定に関する基準に関する特
例）

第 9 条 平成 2 9 年度における保険料率は、第 3 条第 1 項の規定に
関わらず、同年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる
第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第 2 0 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3 1, 1 7 6 円
- (2) 令附則第 2 0 条第 1 項第 2 号に掲げる者 4 2, 0 8 4 円
- (3) 令附則第 2 0 条第 1 項第 3 号に掲げる者 4 6, 7 6 4 円
- (4) 令附則第 2 0 条第 1 項第 4 号に掲げる者 5 6, 1 1 2 円
- (5) 令附則第 2 0 条第 1 項第 5 号に掲げる者 6 2, 3 5 2 円
- (6) 次のいずれかに該当する者 7 4, 8 2 0 円

ア 平成 2 9 年度における地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号

に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 81,048円

ア 平成29年度における合計所得金額が1,200,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 93,528円

ア 平成29年度における合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,756円

ア 平成29年度における合計所得金額が2,900,000

円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 112,224円

ア 平成29年度における合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 124,704円

ア 平成29年度における合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 137,172円

2 第3条第2項、第5条及び第11条の2の規定は、前項の規定による保険料率の算定について準用する。この場合においては、第3条第2項中「前項第1号」とあるのは「附則第9条第1項第1号」と、第5条中「令第39条」とあるのは「令附則第20条」と、第11条の2中「第3条第1項第5号」とあるのは「附則第9条第1項第5号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができる特例を設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。